

【問 1】

1. A は B に対して、本件売買契約を取り消し、代金残額 500 万円の支払を拒むとともに、すでに支払った 200 万円の返金を求める主張は認められるか。錯誤により意思表示をしたと主張すると考えられる(民法 95 条 1 項 2 号(以下条文のみ記す。))。

2. 基礎事情の錯誤が認められるための要件は、①表意者が法律行為の基礎とした事情についてのその認識が真実に反すること、②表意者がその錯誤に基づいて意思表示をしたこと、③①の事情が法律行為の基礎とされていることが表示されていたこと、④その錯誤が法律行為の目的・取引上の社会通念に照らして重要なものであること、である。

3. ①本件売買契約は、A が B の所有する絵画甲が著名な画家である松本奉山の水墨画であると考え、700 万円で購入するとしたものであったが、実際は絵画甲は無名の画家の作品であり、市場価格にして 10 万円以下の価値しかない。よって、表示行為の基礎とした事情が真実に反するといえる。

②A は、無名の画家の作品である絵画甲を著名な画家である松本奉山の水墨画だと認識しており、A がその画家の水墨画を趣味で収集していることから、錯誤に基づいて意思表示したといえる。

③そして、A は B に対し、「蔵に眠っている絵画甲は、松本奉山の直筆で間違いなし。」と発言し、B はその発言どおり絵画甲が松本奉山の作品であると考え、本件売買契約に至ったため、本件売買

契約がかかる錯誤を基礎に基づくものであることが表示されていたといえる。

④さらに、かかる錯誤により、10万円以下の価値しかない絵画甲を700万円で購入する本件売買契約が締結され、690万円もの差があり、かかる錯誤が法律上行為の目的及び取引上の社会通念に照らして重要であるといえる。

以上より、本件売買契約についての取消権は成立し、Aは取り消すことができる(120条2項)。したがって、本件売買契約は遡及的無効(121条)となり、原状回復請求権が発生する(121条の2第1項)。

4. 一方で、Bは、Aが200万円を支払ったことから、取消権は認められないと反論すると考えられる。

Aは、甲が無名の画家の作品であり、市場価格にして10万円以下の価値しかないことが判明した数日後に契約に従い、200万円を支払っていることから、法定追認(125条1項)が成立するか。

法定追認とは、追認をすることができる時以後に、取り消すことができる行為について、全部又は一部の履行があったとき、追認をしたものとみなすことであるところ、「追認をすることができる時以後に」とする125条の要件を満たさないのではないかが問題となる。

法定追認については、取消権者が取消権の存在を認識していることは不要であるため、Aは代金700万円のうち、200万円

を支払っており、債務の一部を履行しているおり、法定追認が認められる。

5. よって、Aは代金残額の500万円の支払を拒むことはできず、200万円の返還を求めることはできない。

(以上)

【問2】

1. AはDに対し、本件不動産の所有権移転登記の抹消登記手続である妨害排除請求を主張したが、かかる請求は認められるか。

妨害排除請求の要件は、①Aが本件不動産の所有権を有すること、②Dが占有侵奪以外の方法でこの所有権を侵害していること、である。

Aは本件不動産をCから購入しているため、Aが当該所有権を有するといえる(①充足)。そして、Dが本件不動産の登記名義を保有することが、Aの所有権に対する侵害にあたる(②充足)。

以上より、AのDに対する妨害排除請求は認められる。

2. 一方で、本件不動産の所有権は登記の先後によって決するところ(177条)、AはCから、2021年4月に本件不動産を購入したところ、CからAへの所有権移転登記は行われていなかった。その後、BはCから本件不動産を購入したため、AとBはCを中心とする二重譲渡の関係に立つ。さらに、Bは本件不動産をDに売却していることから、AとDは対抗関係に立つ。

Dが177条における第3者に該当する場合、Aは登記を具備

しておらず、登記を具備しているDに対抗することはできない。
よって、Dが「第3者」に該当するかが問題となる。

177条の「第3者」とは、当事者及び包括承継人以外の者であって、登記欠缺を主張するに正当な利益を有する者であり、背信的悪意者はこれに含まれない。背信的悪意者とは、「背信性」と「悪意性」から判断されるところ、「背信性」とは、相手方に登記欠缺を主張することが信義則に反し許されないことであり、「悪意性」とは、先行する物件変動の存在を知っていることである。

3. まず、DはBから本件不動産を買い受けているため、Bが背信的悪意者に該当するかをみると、BはAが本件不動産を購入した後、Aとともに居住を始めており、先行する物件変動の存在を知っているといえる。さらに、BはAに腹を立て、Aを困らせることを目的に、登記が未了であることを利用し、本件不動産の権利を奪うためにCから本件不動産を買い受けた。つまり、Bは不当な利益を得ることを目的としており、登記欠缺を主張することが信義則に反し許されないといえる。よって、Bは背信的悪意者にあたる。

4. ここで、Bが背信的悪意者であることから、そのBから買い受けた転得者であるDも背信的悪意者にあたるかが問題となる。

もともと、第2譲受人及び転得者が登記欠缺を主張するに正当な利益を有する者であるかどうかは、譲渡人との間で個別的に判断されなければならない。つまり、第1譲受人が背信的悪意者であるからといって、その転得者も「第3者」に含まれないわけではない。

Dが「第3者」にあたるかをみると、DはBに本件不動産の売買の話を持ちかけられ、売買契約を締結し、所有権移転登記を行った。その際、DはBが本件不動産の取得後わずか数か月で転売をしようとしていることに不審を抱いていたものの、Aの存在や、Bが本件不動産をCから取得するに至った目的や経緯は知らなかったことから、先行する不動産物件変動に対して善意であり、当事者及び包括承継人以外の者であって、登記欠缺を主張するに正当な利益を有する者であるといえる。

よって、Dは「第3者」に該当する。

5. 以上より、Aは登記を具備していないため、第3者にあたるDに対抗することができず、Dに対し、所有権移転登記の抹消手続を請求することができない。したがって、かかる請求は認められない。

(以上)

民法2

【問1】

請負契約についてみると、Bは乙の建築という仕事完成義務を負っている(632条)。しかし、Bは正当な理由なく、引渡期日を過ぎてもなお乙の建築工事を開始していない。よって債務不履行にあたり、Aは請負契約を解除することができる。

建築には数か月の期間を要することから、履行の催告をしても相当期間内に履行される見込みがないことが明らかなため、契約の解除をすることができる(542条1項5号)。

【問2】

1. CおよびDはAに対し、使用者責任に基づく損害賠償を請求すると考えられる(709条・715条1項)。かかる主張は認められるか。

2. まず、CのAに対する損害賠償についてみると、本件事故はBにより発生したものではあるが、Aに使用者としての責任を負わせてよいかが問題となる。

使用者責任が認められるのは、使用者が事業を拡大し、被用者によって利益を上げているからであるところ、その要件は、①被用者の不法行為の成立要件の充足、②被用者と使用者との間の使用関係、③事業の執行につき行われたことである。

まず①について、不法行為が認められるための要件は、(1)故意・過失、(2)権利・利益侵害、(3)1と2の因果関係、(4)損害の発生、(5)2と4の因果関係、である。

過失とは、結果発生が予見可能であるにも関わらず、その発生を防止する措置を講じなかったことであるところ、Bは上空障害物に対する安全確認等を怠った。河川の上空に送電線が架設されていることは十分想定できたにも関わらず、安全確認等を怠ったことは、事故発生を防止するために十分な措置を講じたとはいえず、過失があったといえる((1)充足)。送電線を所有するCは、その送電線を切断されている((2)充足)。この切断はクレーン・アームが衝突したことによるものであるため、安全確認を怠っていなければ、送電線が切断されることもなかったといえ、因果関

係が認められる((3)充足)。そして、Cは切断された送電線の修復工事の費用として1億円を支出しており、一億円の損害が発生している((4)充足)。送電線が切断されなければ、修理費用は発生しておらず、相当性があるといえるため、因果関係が認められる((5)充足)。

以上より、被用者の不法行為の成立要件は充たされる。

次に②について、BはA会社の従業員であるため、使用関係は認められる。

そして③について、Bが河川を航行していたのは、Aが受注した河川工事の現場に向かうためであったので、事業の執行につき行われたといえる。

3. 以上より、Aの使用者責任は認められるため、CのAに対する一億円の損害賠償は認められる。

4. 次にDのAに対する請求について、Cの場合と同様にAに使用者責任が認められるか。

使用者責任が認められるための要件は、先述の通りであり、Bの不法行為も成立するかが問題となる。

不法行為が認められる要件のうち、(1)については上述の通りである。そして、Dは電気の供給を受けられず((2)充足)、電車の運行が一時不能となり、運賃の払い戻しや振替輸送を行ったことにより、3億円がかかった((4)充足)。送電線がきれなければ電気は供給された((3)充足)。ここで(2)(4)の因果関係が認められるか。電気がなければ電車は運行できないため相当性があると

いえる((5)充足)。

5. 以上より、不法行為は成立し、使用者責任も認められるため、Dのかかる請求は認められる。

6. ここで、損害賠償費用としていくらが認められるか。

Cの損害賠償

送電線の切断から通常生ずべき損害であるため、送電線の修復工事費用相当額は賠償額に含まれる。

Dは間接被害者と位置づけられるため、賠償額に含まれるか。

DのAに対する損害賠償

具体的に予見すべきであったとはいえない。よって、損害賠償には含まれない。

Cの損害は、送電線の修復工事費用相当額であるが、これは、権利・利益侵害である送電線の切断から通常生ずべき損害と言えるため、賠償の範囲に含まれると考えられる。